

災害時における県有施設の応急対策に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における県有施設に係る電気設備の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模な災害により、県有施設の電気設備（以下「本件電気設備」という。）に被害が発生した場合の応急対策に関し、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設は、別表に掲げる県有施設を除く知事部局が所管する県有施設とする。

（応急対策の内容）

第3条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急対策は、次のとおりとする。

（1）本件電気設備に関する被害の調査及び点検

（2）本件電気設備に関する機能不良箇所の応急復旧

ただし、応急復旧とは、当該施設を使用上支障ない程度に回復させることを指し、本格的な復旧工事は含まない。

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする本件電気設備に関する応急対策

（協力要請）

第4条 甲は、前条に規定する応急対策を乙に要請する場合は、「応急対策協力要請書」（別紙様式1）により、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合は、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（1）応急対策を必要とする施設名及びその所在地

（2）被害の状況

（3）前条第3号の応急対策の内容

（4）監督員及び第1号に規定する施設について選任された電気主任技術者

（乙の責務）

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けた場合は、直ちに乙の所属会員のうち第3条に規定する応急対策（以下「本件応急対策」という。）に協力する会社（以下「協力会社」という。）による支援体制を確立し、甲の指示に基づいて本件応急対策を実施するものとする。

2 乙は、本件応急対策に係る工事の実施に当たり、当該工事の現場に現場代理人、主任技術者及び電気保安技術者を配置する。

3 乙は、乙の所属会員のうち本件応急対策に携わる会員の連絡網を毎年5月末日までに、甲に対して報告するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、本件応急対策が完了したときは、甲に対して応急対策実施報告書（別紙様式2）により、速やかに次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合は、電話又は口頭により報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（1）応急対策を実施した施設名及びその所在地並びに当該応急対策の内容

（2）協力会社の要した人員、期間並びに資機材等の種類及び数量等

（3）工事見積書（内訳書）

（4）工事図面

（5）その他必要な事項

(検査及び費用の負担)

第7条 甲は、岡山県工事検査規程(昭和41年岡山県訓令第16号)に基づく検査の後、協力会社が本件応急対策に要した費用を負担するものとする。

2 甲が負担する額については、乙から提出された応急対策実施報告書(別紙様式2)に基づき、甲の積算により算出し、協力会社に対し支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 乙は、応急対策の実施につき甲又は第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、その損害を賠償するものとする。

(損害の補償)

第9条 第5条の規定により本件応急対策の業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、災害救助法(昭和22年法律第118号)等が適用される場合は、甲はこれらの関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

2 甲は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額については補償を行わない。

(1) 本件応急対策の業務に従事した者が、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 受けることができる給付又は補償の額

(2) 当該損害について、乙又は本件応急対策の業務に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額

(連絡担当窓口)

第10条 この協定に関して、甲及び乙は、あらかじめそれぞれ連絡担当窓口を定めておくものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

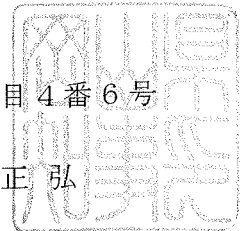
(有効期間)

第12条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

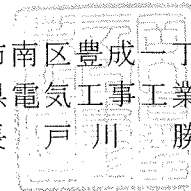
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月27日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 石井 正弘



乙 岡山市南区豊成一丁目9番9-3号
岡山県電気工事工業組合
理事長 戸川 勝年



別表 (第2条関係)

	施設名	所在地
1	県庁舎	岡山市北区内山下2丁目4番6号
2	備前県民局庁舎	岡山市北区弓之町6-1
3	備前県民局古京庁舎 (備前保健所)	岡山市中区古京町1-1-17
4	備前県民局東備地域事務所庁舎	和気郡和気町和気487-2
5	備中県民局庁舎	倉敷市羽島1083
6	備中県民局第二庁舎 (備中保健所)	倉敷市羽島1083
7	備中県民局井笠地域事務所庁舎	笠岡市六番町2-5
8	備中県民局井笠地域事務所第二庁舎	笠岡市六番町2-5
9	備中県民局高梁地域事務所庁舎	高梁市落合町近似286-1
10	備中県民局高梁地域事務所第二庁舎	高梁市落合町近似286-1
11	備中県民局新見地域事務所庁舎	新見市高尾2400
12	美作県民局庁舎	津山市山下53
13	美作県民局第二庁舎 (美作保健所)	津山市椿高下114
14	美作県民局真庭地域事務所庁舎	真庭市勝山591
15	美作県民局勝英地域事務所庁舎	美作市入田291-2
16	美作県民局勝英地域事務所第二庁舎	美作市入田291-2

応急対策協力要請書

第 年 月 日 号

岡山県電気工事工業組合理事長 殿

岡山県知事



平成22年7月27日付けで締結した災害時における県有施設の応急対策に関する協定書第4条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 応急対策を必要とする施設名及びその所在地

(1) 施設名

(2) 所在地

2 被害の状況

3 その他必要とする対策

4 監督員及び電気主任技術者

区分	監督員		電気主任技術者
所属			
氏名			
連絡先			

応急対策実施報告書

第 年 月 日 号

岡山県知事 殿

岡山県電気工事工業組合理事長

平成22年7月27日付けで締結した災害時における県有施設の応急対策の協力に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 応急対策を実施した施設名及びその所在地並びに当該応急対策の内容
 - (1) 施設名
 - (2) 所在地
 - (3) 応急対策の内容
- 2 協力会社の要した人員、期間並びに資材等の種類及び数量等
 - (1) 協力会社名
 - (2) 人員
 - (3) 期間
 - (4) 資機材等の種類及び数量等
- 3 工事見積書（内訳書）
- 4 工事図面
- 5 その他必要な事項